

石巻赤十字看護専門学校同窓会個人情報保護規程

項目

第1条（目的）

この規程は、石巻赤十字看護専門学校同窓会（以下「本同窓会」という）が保有する個人情報の適切な取扱いに関して必要な基本的事項を定めることにより、個人情報の厳正かつ適切な利用と管理の徹底を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規程における「個人情報」とは、個人を識別できる情報のうち、本会が事業上取得または作成した次の情報をいう。

- (1) 氏名・フリガナ（旧姓を含む）
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 卒業年次
- (5) 現住所・電話番号・メールアドレス
- (6) 勤務先・在学校の名称、住所、電話番号
- (7) 同窓会費納入状況
- (8) 写真・電子媒体
- (9) 慶弔

第3条（個人情報の利用目的）

個人情報は、同窓会会則に定める目的と次に掲げる事業の範囲内で利用するものとする。

- (1) 同窓会総会及びその他石巻赤十字看護専門学校同窓会主催・共催行事の案内
- (2) 会員名簿、同窓会だより、その他の刊行物の作成及び発送
- (3) 役員会・委員会の案内
- (4) 会費・寄付金の収受管理
- (5) 日本赤十字社看護師同方会との連携
- (6) その他、本同総会事業に関する事

第4条（個人情報の管理責任者）

本会は、以下に定める個人情報管理責任者を定め、個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を確実にする。

- 2 本会に個人情報総括管理責任者を置き、同窓会会長がその任に当たる。個人情報総括責任者は、管理補助者である常任幹事を指揮し、本会の個人情報管理を統括する。

第5条（個人情報の維持管理）

本会は、個人情報の取得、利用及び提供を適切に管理するとともに、保有する個人情報の紛失、漏洩、不正使用及び改ざんを防止し、また、その正確さの維持に努めるものとする。

- 2 本規程における個人情報の取得、利用、提供及び維持の管理について別に定める。

第6条（会員の責務）

同窓会員は入手した会員の個人データを同窓会活動以外には使用しない。また、第三者へ同窓

会名簿及び会員の個人データを提供しない。

第7条（個人情報の開示・提供）

本同窓会が保有する会員の個人情報の提供は、法律に基づき開示しなければならない場合を除き、提供・開示しない。本同窓会内外を問わず、第3条に定める利用目的の範囲に限るものとする。

2 前項の規程に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、本同窓会が保有する個人情報を、本同窓会内外を問わず必要な範囲において、提供できるものとする。

（1）あらかじめ本人の同意を得た場合

（2）個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

（3）法令の定めによるとき

（4）その他、個人情報総括管理責任者が必要と認めたとき

第8条（個人情報取り扱いの外部委託）

本同窓会が個人情報の取扱いの全部または一部を外部委託する場合は、十分な保護基準が確保できる委託業者を選定するとともに、個人情報が適正に取り扱われるよう、当該委託業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 本同窓会は、委託業者に対し、委託契約等により、事故発生時の責任等を明確にしなければならない。

第9条（個人情報の訂正・利用の停止）

本同窓会は、保有する個人情報について、当該個人情報によって特定される本人からデータの訂正、削除または利用の停止を求められた場合は、訂正等を求めてきた会員が当該個人情報に該当する本人であることを道理的かつ適切な方法で確認した後に、合理的と認められる範囲で停滞なく処置を行うものとする。

第10条（苦情等の処理）

個人情報総括管理責任者は、本人等から個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

第11条（違反に対する措置）

本同窓会において、本規程に違反して個人情報を取扱った会員・委託業者等に対しては、（本規程に定める事項に違反して個人情報の利用目的以外の流用、提供、漏洩等があった場合、）個人情報総括管理責任者は適切な処分を検討し、役員会に諮り処分を行うものとする。

2 本同窓会は、何人かが故意又は過失によって本同窓会が保有する個人情報を不正に取り扱い、本同窓会に重大な損害を与えた場合、賠償請求、法的処置を含む適切な処置を講じるものとする。

第12条（本規程の見直し）

個人情報総括管理責任者は、第5条に定める個人情報の管理に関する事故並びに第10条及び第11条に定める苦情、違反等の情報を収集し、本規程の見直しを行うものとする。

第13条（その他）

この規程に定めるものの他、必要な事項は同窓会会長が別に定める。